参考資料１

山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議
酒田沿岸域検討部会設置要領

（設置）

第１　洋上風力発電を導入する場合の地域に与える影響や課題について、地域住民等も含めて具体的な議論を行うため、「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議設置要綱」第５条の規定により、酒田市の沿岸域を対象とした「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議　酒田沿岸域検討部会」（以下「酒田部会」という。）を設置する。

（組織）

第２　酒田部会は、別表に掲げる部会委員により構成する。

（部会長）

第３　酒田部会に部会長を置く。

２　部会長は「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議」（以下「全体会」という。）の座長が指名する。

３　部会長は酒田部会を統括するとともに、部会における議論の要旨について全体会で報告を行う。

４　部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会委員が、その職務を代理する。

（会議）

第４　部会は部会長が招集する。

２　部会委員が会議に出席できない場合は、部会長は、代理の者の出席を認めることができる。

３　部会長が必要と認めるときは、会議に部会委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（情報公開）

第５　会議は、原則として公開するものとする。

（事務局）

第６　部会の事務局は、山形県環境エネルギー部エネルギー政策推進課に置く。

（雑則）

第７　この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附則

この要領は、令和４年１月 13 日から施行する。

附則

この要領は、令和４年９月８日から施行する。

附則

この要領は、令和５年２月 22 日から施行する。

附則

この要領は、令和６年 12 月 10 日から施行する。

附則

この要領は、令和７年２月 25 日から施行する。

附則

この要領は、令和８年３月 19 日から施行する。

別表（部会委員）

機関名称・役職等	氏名	区分
酒田市自治会連合会 会長	小野　英男	地域住民
酒田市地区自治会連合会 会長	佐藤　　淳	地域住民
酒田市八幡自治会長会 会長	荒生　道博	地域住民
酒田市松山地区自治会連合会 会長	樋渡　　由	地域住民
酒田市平田自治会長会 会長	齋藤　啓一	地域住民
宮野浦学区コミュニティ振興会 会長	阿部　　實	地域住民
松陵学区コミュニティ振興会 会長	五十嵐　勤	地域住民
港南コミュニティ振興会 会長	小野　英男	地域住民
琢成学区コミュニティ振興会 会長	田賀　幸二	地域住民
西荒瀬コミュニティ振興会 会長	鈴木　　勝	地域住民
浜中学区コミュニティ振興会 会長	菅原　　功	地域住民
十坂コミュニティ振興会 会長	長谷川　保正	地域住民
山形県漁業協同組合 理事	田代　善幸	海域利用者
山形県漁業協同組合 理事	伊原　光臣	海域利用者
山形県漁業協同組合 専務理事	西村　　盛	海域利用者
山形県漁業協同組合 組合員	渡部　伸二	海域利用者
山形県漁業協同組合 組合員	小林　信義	海域利用者
山形県漁業協同組合 組合員	齋藤　公人	海域利用者
山形県漁業協同組合 組合員	阿部　　司	海域利用者
吹浦漁業技術研究会 役員	佐藤　勝廣	海域利用者
山形県内水面漁業協同組合連合会 参事	桂　　和彦	海域利用者
山形県鮭人工孵化事業連合会 会長理事	尾形修一郎	海域利用者
日本野鳥の会 山形県副支部長	近藤　忠男	有識者
東北公益文科大学 教授・公益学部長	三木　潤一	有識者
酒田市環境審議会 会長	古山　　隆	有識者
酒田市景観審議会 委員	梅津千恵子	有識者
酒田商工会議所 基盤整備委員会 委員長	林　浩一郎	経済団体
酒田商工会議所 青年部 会長	弦巻　　岳	経済団体
酒田ふれあい商工会 女性部 部長	本間　陽子	経済団体
一般社団法人日本風力発電協会 理事 渉外・連携部長	斉藤　　長	アドバイザー
横浜国立大学 非常勤講師	中原　裕幸	アドバイザー
海上保安庁 酒田海上保安部 交通課長	石山　　稔	行政機関（国）
山形県環境エネルギー部 次長	髙嶋　智弘	行政機関（県）
酒田市地域創生部商工港湾課 課長	小林　一晃	行政機関（市）
酒田市農林水産部農林水産課 課長	長谷川　正彦	行政機関（市）